とくしまデジタル人材バンク支援等実施要領

(目的)

第1 この要領は、とくしまデジタル人材バンク(以下「人材バンク」という。)に おける地方公共団体、公共的団体及び民間企業等(以下「団体等」という。)への 人材支援等の実施に関し必要な事項を定める。

(支援等の手続き)

- 第2 人材バンクから支援等を受けようとする団体等は、「とくしまデジタル人材バンク登録者支援等申請書」(別記第1号様式)を公益財団法人とくしま産業振興機構(以下「機構」という。)理事長に提出しなければならない。
- 2 機構理事長は、団体等から前項の規定による支援等の申請があったときは、人材 バンク登録者(以下「登録者」という。)の意向を確認の上、速やかに、「とくし まデジタル人材バンク登録者紹介決定書」(別記第2号様式)により、申請のあっ た団体等に人材の紹介を行うものとする。

(報告等)

第3 団体等は、登録者との間で支援が整ったとき、支援内容に変更があったとき又は支援が終了したときは、「とくしまデジタル人材バンク登録者支援等決定報告書 (新規・変更・終了)」(別記第3号様式)により機構理事長に報告するものとする。

(経費の負担)

第4 団体等との間で支援が整った登録者(以下「支援者」という。)への報酬等は、支援者と団体等の間で協議を行うものとする。

(支援者の個人情報の管理、公開)

第5 支援者の個人情報については、機構プライバシーポリシーに基づいて取扱う。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要なことは機構理事長が別に 定める。

附 則

- この要領は、令和4年4月22日から施行する。
- この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- この要領は、令和7年4月1日から施行する。